

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条

第一項の政令で定める年度等を定める政令案要綱

第一 令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害について、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができ、令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害について、災害対策基本法第百二条が定める年度を定めるものとする。 （第一条関係）

第二 令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害について、災害対策基本法第百二条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法の特例を定めるものとする。 （第二条関係）

第三 この政令は、公布の日から施行すること。 （附則関係）